

賞 与 規 程

全国農業高等学校長協会

全国農業高等学校校長協会事務局賞与規程

(目 的)

第1条 この規程は、全国農業高等学校校長協会事務局就業規則第 条に基づき、職員の賞与についての定めたものである。この規程はパートタイマー、嘱託職員等には適用しない。

(賞与の支給)

第2条 賞与は原則として年2回、全国農業高等学校校長協会の業績と個人の成績を勘案して支給する。ただし、原則として入社後6ヵ月を経過しない者および支給日に在籍しない者については賞与を支給しない。

(支給時期)

第3条 支給時期は、原則として以下のとおりとする。ただし、状況によっては支給時期を変更もしくは支給しないことがある。

夏季賞与 毎年 7月上旬

冬季賞与 毎年12月上旬

(計算対象時期)

第4条 賞与を計算するにあたり、出勤率および実績評価等の計算対象期間は以下のとおりとする。

夏季賞与 前年11月16日より 5月15日までの半期

冬季賞与 5月16日より11月15日までの半期

(各人の賞与の決定)

第5条 各人の賞与の決定については、以下の各号に定める事項を勘案して行う。

- ①資格等級および役職
 - ②対象期間内の成績評価
 - ③対象期間内の出勤率
 - ④その他特別の事項
- 2 支給の内容は賞与原資を基に、別に定める配分基準表にて計算する。
 - 3 第4条の計算対象期間の途中で採用された者については調整を行う。

付 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。